東京大学病院教員のサバティカル研修に関する規程

（平成１６年４月１日制定）
改正　令和　２年　３月２６日
改正　令和　８年　９月１７日

（趣旨）

第１条　この規程は、東京大学病院教員の就業に関する規程第１１条第４項の規定に基づくサバティカル研修及びこれに準ずる長期研修に関し必要な事項を定める。

（サバティカル期間）

第２条　サバティカル研修の期間（以下「サバティカル期間」という。）は、原則として、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める期間とする。

一　東京大学病院（以下「本院」という。）の教員として継続して勤務した期間が３年を経過したとき　１月以上６月以内

二　本院の教員として継続して勤務した期間が６年を経過したとき　２月以上１年以内

２　前項第１号のサバティカル期間については、サバティカル研修を開始する日から起算して１年を限度として、同項第２号のサバティカル期間については、サバティカル研修を開始する日から起算して２年を限度として、当該期間を分割することができる。この場合において、分割後のサバティカル期間は、それぞれ原則として１月以上とする。

（要件）

第３条　本院の教員は、前条第１項各号の定めるところにより、専門分野に関する能力向上のため、長期研修の一環として、国内外の教育研究機関等において、自主的調査研究に専念する権利を取得するものとする。

２　前項の権利を行使した場合は、当該権利を失う。ただし、直前のサバティカル期間の終了後から起算して、前条第１項各号の勤務した期間を経過したときに、当該権利を再度取得するものとする。

３　前条第１項の勤務した期間の計算においては、原則として、教員就業規程第１１条第３項に規定する長期研修の期間及び東京大学病院教職員の研究業務等に従事する場合の研修出向に関する規程第２条に定める研修出向の期間は除算するものとする。

４　本院は、この規程とは別に年齢、業務内容、業務経験等を考慮して独自の取得要件を設けることがある。

（業務の免除）

第４条　本院の長（以下「病院長」という。）は、サバティカル期間中の本院の教員について、本院の定めるところにより、教授会への出席その他本院の管理・運営に関する役割等を免除することができる。

（手続）

第５条　本院の教員は、第３条第１項又は第２項ただし書きの権利を行使しようとするときは、病院長に対し、期間、場所及び調査研究の概要等とともに申し出なければならない。

２　病院長は、前項の申し出について本院の教育・運営に特に支障がないと認める場合は、当該申し出を承認する。

３　本院の教員は、サバティカル期間中に、所属勤務場所を離れて調査研究する場合は、出張等の所定の手続を経て行わなければならない。

４　本院の教員は、サバティカル期間中に、兼業をしようとする場合は、許可を得なければならない。

第６条　病院長は、本院の教員について、専門分野に関する能力向上その他の教育研究上の効果が期待できると認める場合には、教員就業規程第１１条第３項の規定による長期研修の一環として、着任後又は昇任後直ちに、国内外の教育研究機関等において、自主的調査研究に専念させることができるものとする。

２　前２条の規定は、前項の研修について準用するものとする。

附　則

１　この規程は平成１６年４月１日に施行する。

２　この規程の施行にあたり、施行日以前から本院において運用していた同様の研修等の取扱いについては、この規程を著しく逸脱しない範囲であれば、これを妨げるものではない。

附　則

この規則は、令和２年４月１日から施行する。

附　則

この規則は、令和８年１０月１日から施行する。